

質 疑 応 答 書

業務名 社会福祉法人広島市社会福祉事業団予備調査業務及び会計監査業務

以下、「社会福祉法人広島市社会福祉事業団会計監査人候補者選定に係る公募型プロポーザルの手続開始について」は「公告」と、「社会福祉法人広島市社会福祉事業団会計監査人候補者の選定に係る公募型プロポーザル説明書」は「プロポーザル説明書」と略している。

項目	内 容	回 答
1 会計監査人選任の辞退	1 プロポーザル説明書の10(2)の3行目にある「正当な理由」としては、「予備調査において監査に影響を及ぼす重要な指摘事項があり、監査契約段階において改善されない場合ないし、改善の見通しが立たない場合」を含むものと理解してよいでしょうか？	1 お見込みのとおりです。
2 翌年度以降の監査契約	2 弊事務所においては年度ごとに監査を契約する時点で監査契約の受嘱の可否を判定する必要があり、状況の変化などにより貴法人において重大な問題が発生・発覚した場合など、3年間の契約の受諾を確約できないものとなりますが、ご了解いただけるでしょうか？	2 「公告」の9(2)及び「プロポーザル説明書」の11(2)に記載したとおりです。なお、「特段の事情」には当事業団の責めに帰する重大な問題の発生などを含みます。この場合、会計監査人が翌年度の契約を辞退する場合は、翌年度開始日の2か月前までに文書で申し出る必要があります。
3 監査契約書	3-1 監査契約書の11.(1)に関して、裁判の管轄を広島地裁とされていますが、日本公認会計士協会の「法規委員会研究報告第16号」において、「現在、監査関連の訴訟は、紛争の性質上（監査に関する訴訟は判例が少なく、また、事案の性質上、膨大な書面と証拠の提出が必要とされる）、商事事件専門部を備えた裁判所を管轄裁判所として指定しておく必要があると考えていること、東京地方裁判所民事8部（商事部非訟事件係）以外の裁判所では公正な判断が下されないおそれがあり、委嘱者、受嘱者双方にとって望ましくないと考えられる」とされ	3 「公告」の9(2)及び「プロポーザル説明書」の11(2)に記載したとおり、日本公認会計士協会制定の社会福祉法人用の監査契約書に事業団が必要とする条項（個人情報取扱い等）を加えたものとし、会計監査人がプロポーザルにおいて提出した企画提案書の内容によ

	<p>ており「東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする」といった文言への修正について、ご了解いただくことは可能でしょうか？</p> <p>3-2 弊事務所においては、海外のメンバーファームが提供する監査ツール等を利用して監査を遂行するものであるため、監査契約書の11. 特約に下記のような条項を追加記載していただくことは可能でしょうか？</p> <p>(2) 監査ツール等の利用にかかる守秘義務解除</p> <p>a. 委嘱者は、受嘱者が、本業務の遂行に際して、〇〇メンバーファーム（別途定義する）が、受嘱者に対して提供するサーバーが国内外にあるシステム及びツールを利用することを承諾する。（以下、当該システム及びツールを総称して、「監査ツール等」という。）</p> <p>b. 受嘱者による監査ツール等の利用に関して、添付「監査約款」第9条第1項に定義する「秘密情報」につき、受嘱者は、同第9条第2項の規定に加えて、受嘱者又は〇〇メンバーファームが別途業務委託契約を締結している管理業者又はシステム保守業者に対して、監査ツール等の管理又は保守目的で、アクセスを許可する。この場合において、受嘱者は、当該〇〇メンバーファーム、管理業者又はシステム保守業者に対して、本契約において受嘱者が負う守秘義務と同様の義務を負わせることの責任を有し、これらの者による守秘義務違反につき、受嘱者が委嘱者に対して責任を負うものとする。</p> <p>3-3 弊事務所においては、海外のメンバーファームのレビュー及びモニタリングを受けることで品質管理が確保された監査を遂行するものであるため、監査約款第9条2項5号に下記の条項を追加記載し、現在の5号の条項を6号としていただくことは可能でしょうか？</p> <p>五 受嘱者が、業務提携しているメンバーファーム（以下「〇〇メンバーファーム」という。）による受嘱者の独立性の確認の要請及び品質管理目的によるレビューその他の開示要請に応じる場合</p>	<p>り、協議のうえ決めます。</p> <p>会計監査の質の向上のために必要な事項については、企画提案書（選定基準の「その他」など）において、その必要性をできるだけ詳しく説明するようにしてください。「会計監査人候補者選定委員会」において、有益な事項として評価が高い事項については、監査契約書・約款に追記等は可能と考えます。また、企画提案書に説明がない場合であっても、事務的に必要な事項については、協議して決定します。</p>
--	---	--

	<p>3-4 損害の賠償に関して、より詳細に規定するものとして、監査約款第15条において損害賠償条項の2項および3項として下記の条項を追加記載していただくことは可能でしょうか？</p> <p>2. 受嘱者が委嘱者に対して損害賠償責任を負う場合、受嘱者が負うべき損害賠償額につき、受嘱者は、委嘱者（委嘱者と契約を締結した第三者を含む。）より如何なる補償も受けないものとする。</p> <p>3. 前項の規定は、本契約に基づく監査業務に関連して、受嘱者と第三者との間で生じた訴訟等において受嘱者が負う損害賠償責任についても適用される。</p> <p>3-5 監査約款に17条（インターネットの利用）、18条（独立性に係る役職員等の勧誘）として、下記の条項を追加記載していただくことは可能でしょうか？</p> <p>第17条（インターネットの利用）</p> <p>委嘱者は、受嘱者との連絡手段として明示的に他の通信手段の利用を要請しない限り、電子メールを委嘱者及び受嘱者相互の連絡又は文書の送付方法とすることに承諾する。この場合において、委嘱者と受嘱者いずれかの合理的な制御を超えた事由により、電子メールが紛失等したときは、当該紛失等に起因した損害等について相互に免責するものとする。</p> <p>第18条（独立性に係る役職員等の勧誘）</p> <p>法令等で定める受嘱者の独立性を確保するため、委嘱者は受嘱者による事前の承諾なくして、委嘱者の財務諸表等の監査に関与していた受嘱者又は〇〇メンバーファームの公認会計士若しくは従業員を採用したり、法令等によって規制される役職等への就任又は就職の勧誘をしたりしないものとする。ただし、法令等に規定される監査関連業務の禁止期間を経過している場合は、この限りでない。</p>	
--	--	--

（注）この質疑応答書は、公募型プロポーザル説明書の追補とみなす。